

「ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

意見の概要とそれに対する考え方（平成25年4月19日～5月20日実施 延べ意見数 40件、意見提出者数 32名・団体）

分類	件数	意見の概要	意見に対する考え方
旅館業(温泉を利用するもの)に関する内容			
自然由来・自然湧出	17件	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉旅館における入浴施設にあっては、その使用温泉(とりわけ自噴泉)の源泉成分には何ら手を加えることなく排水しているだけであることから、一律排水基準の対象業種から「旅館業」又は「旅館業(平成13年7月1日以前から自噴泉による温泉を利用するもの)」を除外すべきである。 ・自然湧出温泉にあっては、仮に旅館等で温泉を使用しないとした場合にあっても、自然流下により公共用水域に流出するものであり、個人旅館に処理義務を課することは納得できない。ボーリングにより人工的に掘削した温泉と、自然湧出(自噴)による温泉は扱いを異にすべきである。 ・自然湧出温泉と自然湧出温泉以外の温泉と扱い方が分別されたことを評価するが、自然湧出温泉は旅館施設で利用するしないにかかわらず結果的に河川に流入するものなので、規制対象とすべきではない。 ・温泉を工業用排水等のように規制をかけること自体、理解に苦しむ。 	<p>自然由来であっても、高濃度のほう素、ふつ素含有水を飲用する等大量に摂取した場合、健康に影響が出ることが知られており、実際過去においてもふつ素等の影響による健康被害報告が確認されています。</p> <p>ほう素については高濃度の摂取による嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などの症例が報告されており、またこれまでに実施された動物実験の結果、ラットを用いた催奇形性試験において胎児の体重増加抑制が認められています。</p> <p>ふつ素については飲用水として過剰に摂取した場合に、斑状歯(歯の表面に斑状のシミや黄色又は褐色の斑点ができる症状)が発生することが知られています。このため、自然由来かどうかにかかわらず、旅館業として利用された温泉排水について排水規制を行っております。</p> <p>ただし、自然湧出以外の温泉を利用する温泉排水については、環境への負荷をより積極的に与えることとなることから、自然湧出温泉を利用する温泉排水とは区別して暫定排水基準値を設定することとします。</p>
排水処理	11件	<ul style="list-style-type: none"> ・ほう素除去については、低廉で実用的な処理方法の開発が進んでいないように思う。これではランニングコスト1つをみても採算は見込めない。 ・希釈するにも膨大な希釈水が必要であり、水道料金も多額となり、必要水量も水道供給能力を超える不可能な数値となる。井戸水使用の方法は大量使用のため地盤沈下のおそれがある。循環風呂にして使用湯量を減らす方法は、当温泉はカルシウムが多く配管内に付着し、湯量を減らすことにより必要となる加熱もカルシウムの影響のため熱交換がうまくいかない。 ・かけ流し式から循環式に変更すれば使用湯量を抑えることはできるが、国民のニーズに反するもので、衛生的な問題が生じやすくなり、自然湧出泉では、使わなくなった温泉水が直接河川に放流する量が増加するだけで、公共用水域の水質改善に結びつかない。 ・今後、排水基準が更に下がった場合、引湯時に調節をする工事等をする方法があると聞くが、工事費は膨大なものになると聞いており、また、「源泉かけ流し」というセールスポイントが失われる。 ・ふつ素の除去装置は高価で設置が不可能。 ・実効性のある排水処理技術の開発をお願いするとともに、開発されるまでの間、特段の配慮をお願いしたい。 ・地域には、旅館以外にもリゾートマンション、公衆浴場があり、また、自然湧出泉の未利用温泉水はそのまま河川に流れている。水質汚濁防止法の本来の目的から、酸性中和のように国において自然由来の温泉排水の一括処理が必要と考える。 	<p>排水規制にあたっては、一般排水基準による規制を基本としており、暫定排水基準が適用されている事業場においても速やかに一般排水基準を達成を図ることが必要です。</p> <p>環境省においては、温泉排水の処理技術の開発普及促進を図るため専門家による検討会を設置し、ほう素濃度、ふつ素濃度が高く優先的に対策を促進させていく必要がある温泉排水を対象に、温泉排水処理技術を公募、実証試験を実施しました。実証試験の結果、一定の処理能力が確認されたものの、導入には様々な課題を有している状況から、今般の改正案においては、排水実態をふまえ、可能な範囲で暫定排水基準を見直し、延長及び一部改定を行うこととしております。引き続き、温泉排水に適した処理技術の開発が促進されるように努めてまいります。</p> <p>また、温泉を利用する旅館を含め、各事業者が排水処理施設を導入する場合に適用されてきた税制優遇や低利融資といった財政措置を引き続き適用できるよう関係機関に働きかけていきます。</p>

健康への影響	3件	<ul style="list-style-type: none"> 温泉旅館排水のほう素、ふつ素がどの程度人体に影響を与え続けたのか、有史以来、日本人の多くが温泉を利用しているが、その排水が人体に悪影響を与え続けているというデータを基に規制を考えてほしい。 温泉に含まれるほう素やふつ素が人体に影響があるのであれば、温泉文化は日本に根差さなかつたのではないか。子供たちが小さい頃、虫歯にならないためにふつ素を塗るように保健所から指導されたが、同じふつ素が体に悪いのか。 	<p>高濃度のほう素、ふつ素含有水を飲用する等大量に摂取した場合、健康に影響が出ることが知られており、実際過去においてもふつ素等の影響による健康被害報告が確認されています。</p> <p>ほう素については高濃度の摂取による嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などの症例が報告されており、またこれまでに実施された動物実験の結果、ラットを用いた確実性試験において胎児の体重増加抑制が認められています。</p> <p>ふつ素については飲用水として過剰に摂取した場合に、斑状歯(歯の表面に斑状のシミや黄色又は褐色の斑点ができる症状)が発生することが知られています。</p> <p>以上のことを踏まえ、中央環境審議会において審議していただいた結果、ほう素、ふつ素の排出抑制対策が必要と判断されており、温泉の効能成分であっても、温泉排水の排出先河川等の下流で健康被害が生じることのないよう、公共用水域の水質汚濁を防止するため河川等への排出を抑制する必要があると考えています。</p> <p>なお、ほう素、ふつ素を含む温泉に入浴することでは、上記のように継続的に大量に摂取するおそれは低いため、入浴の用に供することに問題はないと考えます。</p>
日帰り温泉施設	5件	<ul style="list-style-type: none"> 地域の温泉文化に深く根付いている共同浴場(公衆浴場)施設の温泉排水を、本規制の対象としてはならない。 ・旅館・共同浴場・日帰り温泉施設を除外してほしい。 ・旅館だけが規制の対象になっており、日帰り温泉(公衆浴場)等が規制対象外なのは、なぜなのか。理解しがたい。 	<p>旅館業以外の温泉利用施設については、施設規模、排水量、温泉水以外の水利用実態も様々であり、今後、その具体的な実態を把握の上、必要な検討を行っていきます。</p>
その他	2件	<ul style="list-style-type: none"> このような水質基準を適用された場合、私どものような弱小企業は即廃業となる。 ・この恵みの温泉をこれからも入浴出来、安心して旅館業を営業していくようお願いしたい。 	<p>暫定排水基準については、事業場等からの排水の排出実態、技術開発の動向等を的確に把握しつつ、検証、見直しを行っています。</p> <p>ほう素、ふつ素に係る温泉排水処理技術開発については、公募事業として実証試験を行ってきたところですが、実際の導入には様々な課題を有している状況であり、排水の排出実態については、源泉濃度及び排水濃度の実態、高濃度源泉を利用する温泉利用施設の排水実態調査や事業者ヒアリングを通じて、現在の暫定排水基準値と同程度の高濃度の源泉を利用している施設は少ないことが明らかとなりました。</p> <p>したがって、これらをふまえ、可能な範囲で、暫定排水基準値を見直し、延長及び一部改定を行うことしました。</p>

電気めっき業に関する内容

処理技術	1件	<ul style="list-style-type: none"> 国において、ほう素、ふつ素の除去技術に関する研究開発や実証試験が実施されているが、引き続き、国が主体となって、排水処理技術の調査・研究を進めるとともに、早期に処理技術を確立させ、その普及・実用化に努めることを要望する。 併せて、新たに研究・開発された環境負荷の少ないめっき加工技術の普及に努めることを要望する。 安価で実用的な排水処理技術の普及・実用化がされるまでは、暫定基準の継続が望ましい。 	<p>排水規制にあたっては、一般排水基準による規制を基本としており、暫定排水基準が適用されている事業場においても速やかに一般排水基準を達成を図ることが必要です。</p> <p>前回の暫定排水基準の見直し後、関係省が協力して専門家等で構成する検討会を設置し、各業界に技術的助言を行うなど、産官学一体となってフォローアップに努めてきました。引き続き関係省が協力し、次回の見直しに向けて電気めっき業をはじめとする暫定排水基準適用業種に対し技術的助言等の支援を行ってまいります。</p> <p>なお、ほう素、ふつ素の除去技術等に関するご要望については、今回の意見募集の対象には含まれていませんが、ほう素、ふつ素の除去技術については、引き続き、技術の確立に向けて取り組んでいきます。</p>
その他			
他法令との関係	1件	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場からのふつ素、ほう素、アンモニア・亜硝酸・硝酸化合物に係る排水基準は、最終処分場基準省令で平成17年以降も「当分の間」暫定排水基準が適用されている。今回の排水基準省令の改正は、この最終処分場に係る環境省技術省令にも関連する改正になるのか。つまりは、最終処分場基準省令にある「当分の間」がとれる可能性もあるのか。 	<p>今般の改正は、排水基準を定める省令に基づくほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等の暫定排水基準の見直しであり、この改正に伴い最終処分場基準省令が改正されるものではありません。</p>